

令和6年度の主な税制改正について

前回は引き続き、令和6年度の主な税制改正についてご紹介いたします。
今回は、個人所得課税における主な改正内容についてご紹介いたします。

⑤ 所得税・個人住民税の定額減税

納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、所得税3万円・個人住民税1万円を控除する。
ただし、令和6年分所得税の納税者である居住者で令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。

【所得税の減税について】

給与所得者に対する実施	公的年金受給者に対する実施	不動産所得・事業所得者等に対する実施
<ul style="list-style-type: none">・ 6月以降の源泉徴収税額から減税・ 6月に減税しきれなかった場合には、翌月以降の税額から順次減税	<ul style="list-style-type: none">・ 年金機構等の公的年金(老齢年金)は、6月以降の源泉徴収税額から減税・ 6月に減税しきれなかった場合には、翌々月以降の税額から順次減税	<ul style="list-style-type: none">・ 納税の機会に減税- 予定納税対象者については、予定納税の機会に減税※6月の第1回予定納税通知の機会に本人分の減税後の額を通知。第1回予定納税の納付期限については、7月末から9月末に延期。- それ以外の方は確定申告で減税

【住民税の減税について】

個人住民税(地方税)の減税については、以下の通り実施します。詳細については、お住まいの自治体(市区町村)または、総務省自治税務局市町村税課にお問い合わせください。

- ・ 給与所得に係る特別徴収
令和6年6月分は徴収せず、「定額減税[後]の税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11ヶ月で均して徴収。
- ・ 普通徴収(事業所得者等)
「定額減税[前]の税額」をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除。
- ・ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収
「定額減税[前]の税額」をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除。

⑥ 住宅ローン控除の拡充(子育て支援税制の先行対応)

住宅ローン控除について、令和6年限りの措置として、子育て世帯等に対し、借入限度額を、認定住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円へと上乘せする。また、床面積要件は、合計所得金額1,000万円以下のものに限り40㎡に緩和する。

現行(令和6年・7年入居)

新築・買取再販住宅	認定住宅 (認定長期優良・認定低炭素)	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円



改正案：令和6年入居の場合

新築・買取再販住宅		認定住宅 (認定長期優良・認定低炭素)	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	子育て世帯等	5,000万円	4,500万円	4,000万円
	それ以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

- (※1) 子育て世帯等：18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者。
- (※2) 被災地向けの措置についても、上記同様に借入限度額の子育て世帯等への上乗せを行うほか、床面積要件の緩和を継続する。
- (※3) 所得税額から控除しきれない額については、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

④ 森林環境税について

森林環境税とは、2024（令和6）年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

